

関係者各位

緊急事態宣言発令に伴う当会活動の休止期間延長について

NPO法人相模原こもれび

2021年3月6日

日頃から当会の森林整備活動にご理解・ご支援をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「緊急事態宣言」の期間が
3月21日まで延長することが決定されました。

こもれびの森で行っている当会の森林整備活動の休止期間を延長します。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

～ こもれびの森整備活動 休止期間延長について ～

活動休止期間：2021年3月6日～3月21日

(休止となる定例活動日：3月13日、3月21日)

以上